

第3次吉川市人権施策推進指針・実施計画について

～みなさんのご意見をお寄せください～

市では、吉川市人権施策推進指針と同指針後期実施計画の期間満了により、次期指針と前期実施計画の策定を行います。みなさんからのご意見を募集します。

【意見募集概要】

(1) 意見募集期間 令和5年2月10日（金）～令和5年3月10日（金）

(2) 意見の提出方法

各閲覧場所に設置の意見提出用紙または任意の用紙に、意見、住所氏名または団体名（代表者氏名）を記入し、直接・郵送・ファクス・Eメールで提出してください。

<直接>

- ① 窓口へ提出…市役所市民参加推進課（市役所2階 9番）
- ② 意見提出箱へ提出…市役所1階市政情報コーナー、市役所市民参加推進課、中央公民館、おあしす、駅前市民サービスセンター、旭地区センター、平沼地区公民館、東部地区公民館、美南地区公民館、総合体育館

<郵送>

〒342-8501 吉川市きよみ野1-1 吉川市役所市民参加推進課あて

<ファクス> 048-981-5392

<Eメール> shiminsanka2@city.yoshikawa.saitama.jp

(3) 意見の公表

お寄せいただいたご意見の内容とそれに対する市の考え方と対応につきましては、取りまとめを行い、令和5年3月を目途にホームページ等で公表する予定です。

(4) 留意事項

- ・ 記載いただきました個人情報については、提出されたご意見の内容を確認させていただく場合に利用します。また、個人情報は吉川市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理します。
- ・ ご意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。
- ・ 電話や口頭によるご意見はお受けできませんので、ご了承ください。